



北から南から ~各地区の活動~

交通安全協会は交通事故をなくすための幅広い活動を行っております。

私たち約4,000人のボランティア活動は皆様の会費で支えられています。悲惨な交通事故を1件でもなくすため、私たちの活動にご協力をお願いします。

- 交通安全の広報啓発活動
- 交通安全イベント・フェスタ等の開催
- 幼児から高齢者まで対象の交通安全指導
- 新入園児、新入学児童への交通安全教材等の提供
- 優良運転者・交通安全功労者(団体)等の表彰
- 交通事故無料相談の開設【電話・面接(弁護士等)相談】

わたしは三重県交通安全協会のシンボルマスコット“ストッピー”です



止まってくれた車両へ“ありがとう”の一言を伝えています。



津地区

早朝街頭指導の実施

歩行者用信号と安全確認を確実にを行い横断しましょう。



尾鷲地区

小学校での交通安全教室の開催

横断歩道を使い、安全に通学しましょう。



大台地区

通学路での交通指導の実施

交差点付近は交通事故が多く発生しています。停車中も気を配りましょう。



伊賀地区

交通事故再発防止の啓発活動

私たち三重県交通安全協会は

悲惨な交通事故を1件でもなくしたい!そんな思いで活動をしています

悲惨な交通事故から県民一人ひとりの命を守りたい。これは私たちが願う切実な願いです。私たち三重県交通安全協会は一件でも交通事故をなくし、一人でも多くの命を守るための活動をボランティアの方々と日々行っています。



(一財)全日本交通安全協会作成による交通ルールの遵守・マナーの向上等のためのロゴマークです。

(一財)三重県交通安全協会

交通安全みえ

2020 / 中秋号 No.218

発行所

(一財)三重県交通安全協会

三重県交通安全活動推進センター
(三重県公安委員会指定)

〒514-0004 津市栄町1-954
三重県栄町庁舎5F
TEL 059-228-9636
URL <http://www.mie-ankyo.com/>



信号のない横断歩道は 歩行者優先!
横断歩道の歩行者ファースト

止まってくれて、ありがとう!

「まもってくれてありがとう運動」実施中!

(一財)三重県交通安全協会・(社)日本自動車販売協会連合会三重県支部・三重県軽自動車協会

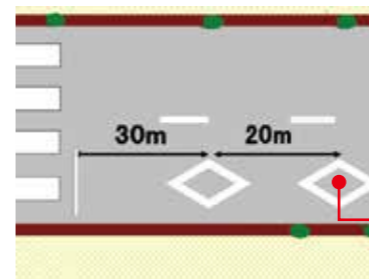
歩行者のみならず 信号機のない横断歩道を渡るときは

- ★横断歩道の手前で「ピタッ」と止まりましょう。
- ★止まって待つときは、大きく1歩さがりましょう。
- ★右、左、右を見て、車が近づいてこないかしっかり見ましょう。
- ★渡る前、渡っているときも右、左を見ましょう。
- ★渡り終わったら、止まってくれた運転手さんに「ありがとう」の気持ちを伝えましょう。



横断歩道付近を通るときは 横断歩道に歩行者がいたら手前で一時停止!!

歩行者が前方の横断歩道を横断中、または横断しようとしているときは、その手前で一時停止して、歩行者が安全に横断できるよう努めなければなりません。また、横断しようとする歩行者がいないことが明らかの場合のほかは、その横断歩道の手前で止まれるような速度で進行しなければなりません。



●違反点数 2点(横断歩行者等妨害等)

車両	大型車	普通車	二輪車	原付
反則金	12,000円	9,000円	7,000円	6,000円

※大型車とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車を示す

●◇マークの標示は **【前方に横断歩道または自転車横断帯があります】**と、いう意味の道路標示です。信号機のない横断歩道等の場合に標示されています。

道路標示に気付いたら

- ★前方及び後続車への注意を高め、スピードをコントロールする。
- ★歩行者の存在を確認する。
- ★「歩行者がいるかもしれない運転」を心がける。

交通安全協会の活動は、会員の皆様からのご支援・ご協力により支えられています。

妨害運転(あおり運転)は犯罪です!!

妨害運転罪が創設されました 令和2年6月30日施行

道路交通法一部改正により、妨害運転(あおり運転)に対する罰則が創設されました。「あおり運転」は、他の車両の通行を妨害し、重大な事故にもつながる極めて悪質で危険な行為です。車を運転する際は、周りの車の動きに注意し、安全な速度を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、不必要な急ブレーキ、無理な進路変更や追越し等は絶対にやめましょう。



① 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、「交通の危険を生じさせるおそれのある方法」により、**一定の違反**をした場合。
(※下記参照 一定の違反(10類型))

3年以下の懲役または50万円以下の罰金	
違反点数25点	免許取消し(欠格期間2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年



② 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役または100万円以下の罰金	
違反点数35点	免許取消し(欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

◆ 一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10類型の違反

(具体例)

右側通行など	不必要な急ブレーキ	前車への異常接近	割り込み	危険な追越しなど
ハイビーム	クラクションの乱用	幅寄せや蛇行運転	最低速度未満での走行	危険な駐停車

秋の全国交通安全運動

運動の重点

- ・ 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- ・ 高齢運転者等の安全運転の励行
- ・ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

9月21日(月)~30日(水)



おうちで学ぼう!! YouTube で公開中!!

今年は、新型コロナウイルス感染症対策のため、子供の交通安全教室が開催できないことから、自宅で交通安全や交通ルールが学べる動画を三重県警察が制作しました。当協会の交通安全アドバイザーも収録に参加し、三重県警察シンボルマスコット「ミーポくん」と学べる内容になっています。

動画で学ぶ

☆ こうつうあんぜんきょうしつ

☆ 自転車の交通安全教室

三重県交通安全協会 ホームページ

三重県警察 交通安全教育動画

QRコード

QRコード

止まれ STOP

自転車

運転者会員の店2020

交通安全協会協賛店では、各種のサービス特典を提供しています。

対象は交通安全協会会員証(有効期限内)をお持ちの方です。

詳しい情報はパソコンやスマートフォンから検索してください。

会員の店 検索

スマートフォンからバーコード読み取り <http://www.mie-ankyousei-mise.com/>

<http://www.mie-ankyousei-mise.com/pc/default.aspx>

新協賛店様紹介

ローモンドカントリー倶楽部
 亀山市両尾町 2570-3
 ☎0595-85-1000
 (特典内容は当協会のHPをご覧ください)

みえあんきょうプレゼント こうつうあんぜんクイズ

◆ もんだい



次の標識の意味について正しいものはどれですか?

- ① 子供専用の道路です。
- ② この先に横断歩道があります。
- ③ 手をつないで通行して下さい。

◆ 応募要領

クイズの答えと応募者の住所、氏名、年齢、連絡先をハガキに書いて

〒514-0004 津市栄町1丁目954
 三重県津市栄町1丁目954
 (一財) 三重県交通安全協会
 へご応募ください。

今回のプレゼント

反射キーホルダー

※正解者の中から抽選で20名様に上記の景品をプレゼント。当選者は商品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

応募締め切り
 2020年9月末日必着

盛夏号クイズ正解

① 3m

※「解答」は初冬号に掲載します